

社会福祉法人富田林市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人富田林市社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費支給規則に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が評議員会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

費用弁償の額	
日額	1,500円